

取扱事件・取扱案件一覧（弁護士 葉玉匡美）

取扱事件（調査・紛争・行政対応）

1 調査

国際カルテル事件における事実及び関係役員の責任に関する社内調査

上場会社における不正会計の事実、関係者の責任及び過年度決算修正の要否の社内調査

製薬会社の医薬品製造における薬機法違反に関する第三者委員会調査

データサーバー提供会社におけるデータ消失事故の原因及び会社の責任に関する第三者委員会調査

独立行政法人における不正入札に関する社内調査

2 会社法関係争訟

取締役に対する株主代表訴訟（取締役・監査役側）

上場会社の代表取締役が取締役会の承諾なく高額な出資を行った案件について、株主が歴代取締役及び監査役に対して株主代表訴訟を行った。当職は、代表取締役以外の取締役及び監査役を代理し、証人尋問等が開始される前に、終局的に解決。

吸収合併無効請求訴訟（会社側）

上場会社の吸収合併について、複数の株主兼債権者が、異議を述べたにもかかわらず、弁済がなされなかったことを理由に吸収合併無効請求訴訟を提起した。当職は、会社側を代理して、手続きに瑕疵がなかった旨主張し、請求棄却の勝訴判決を得た。

株式買取請求権の買取価格決定申立て事件（会社側）

上場会社の株式交換に伴い株式買取請求権を行使した株主が買取価格の決定を求めた裁判において、株主が主張する価格はM&Aの情報が公表前に報道されたことが原因で高騰した後の価格を含んでいると主張して裁判所に認められ、会社が定めた価格が買取

価格として決定された。

株主総会招集許可申立て事件等（株主側）

上場会社の筆頭株主と代表取締役との経営権争いにおいて、代表取締役が自分の味方をしてくれる者に新株発行を行って会社提案の可決を図ろうとしていたことから、引受人の切り崩しを図り、筆頭株主側への協力を得るとともに、筆頭株主の代理人として株主総会招集許可を取り、6000人以上の株主が存在する上場会社の株主総会を開催し、筆頭株主側の取締役選任議案を可決させた。

株主総会決議取消請求訴訟（株主側）

多数派相続人が相続株式について権利行使者を多数派側の相続人に指定して実施した株主総会について、相続人間の協議が実質的に行われなかったことから指定は無効であり、決議に取消事由があるとして株主総会決議の取消を請求し、勝訴した。

元取締役に対する損害賠償請求事件（元取締役側）

非上場会社の経営権争いに敗れて再任されなかった元取締役に対して、会社が元取締役の在職中に行った投資について任務懈怠に基づく損害賠償請求を訴えた。当職は元取締役の代理人として会社に対して役員退職慰労金の支払いを求める反訴を行うとともに、代表取締役の任務懈怠について株主代表訴訟を提起した上、訴訟を通じて、元取締役の意向に沿った終局的解決を行った。

元取締役に対する報酬返還等請求事件（元取締役側）

非上場会社が、退任した取締役に対して、取締役の報酬について株主総会の決議が存在しないことを理由に在任中の報酬相当額の返還を求めた事件において、当職は、元取締役を代理して、実質的に株主総会報酬決議が存在したことや長年職務に従事した元取締役への返還請求は信義則に反する旨を主張し、勝訴した。

医療法人の社員総会決議等無効確認請求訴訟（医療法人側）

元理事長が、当該理事長を解任した理事会決議及び社員から除名した社員総会決議の無効確認を求めた事件において、医療法人側の代理人となって訴訟対応を行いながら、理事の任期切れ後に監督官庁に対して仮理事長の選任を申立て、仮理事長の下で新理事や社員の選任を行い、医療法人の役員・社員体制を確立した。

その他

会計帳簿閲覧請求、取締役解任請求訴訟、職務執行停止仮処分、総会検査役選任申立て等
会社関係訴訟多数

3 税務・行政対応

特別掛金納入告知取消請求（会社側）

会社が組織再編に伴い、従業員が0人になったことから厚生年金基金を脱退したところ、厚生年金基金が会社に対して高額な特別掛金の納入告知がされた。そこで、当職は会社を代理して社会保険審査会に当該納入告知の取消しを求める審査請求を行い、請求を認める裁決を得て、特別掛金の支払いを回避した。

組織再編に係る法人税調査事件（会社側）

管轄税務署が会社に対して税務調査を行い、組織再編に係る税務処理に誤りがあると指摘して修正申告を要請し、要請に応じない場合は更正を行う旨通知した。当職は会社を代理して管轄税務署の組織再編に関する認識及び税法の解釈の誤りを指摘する意見書を作成して提出し、管轄税務署から更正を行わない旨の通知を受けた。

二次納税義務の納付通知事件（二次納税義務者側）

税務署が、贈与者に対して、贈与を受けた者が贈与税を納税しないことを理由に二次的納税義務の納付通知をした。当職は贈与者を代理して納付通知について不服審査を申し立てるとともに、贈与を受けた者と交渉し、最終的に二次納税義務を免れた。

同族会社の事業承継プランニング

株式評価額 200 億円以上の株式会社について組織再編や株式の債務化を行うこと等により相続税評価額を切り下げるとともに、事業承継税制の適用のための手続きを行い、相続税の実質負担額を大幅に軽減した。

製薬会社に対する業務改善命令事件（会社側）

厚生労働省が、製薬会社が承認書どおりに医薬品を製造していないことを理由に業務改善命令を行うと公表し、当該製薬会社に対して弁明の機会を与えた。当職は、当該製薬会社を代理して、承認書に関する厚生労働省の事実認知絵及び解釈には誤りがあり、当該製薬会社は承認書どおりに医薬品を製造している旨の弁明書を厚生労働省に提出したところ、厚生労働省は、業務改善命令を発しなかった。

4 不法行為関係訴訟

不正競争防止法に基づく商号等使用差止請求事件（権利者側）

テレビコマーシャル等を行っている著名な製薬会社に類似した商号で健康食品等を販

売していた会社に対して、当該製薬会社を代理して、商号や商品名の使用の差し止め及び損害賠償請求を行い、被告会社が商号変更及び商品の販売停止等を認める和解を行った。

名誉棄損に基づく損害賠償請求等事件（被害者側）

法人の元理事が法人のSNSサイトを乗っ取り、現理事に対する名誉棄損をした行為に対して、記事の抹消、損害賠償及びSNSのアカウントとパスワードの開示等を請求し、勝訴した。

下請工事に関する損害賠償請求控訴事件（元受会社側）

下請業者が、自分の作業中に出火した原因が元受会社にあるとして損害賠償を請求した事件において、元受会社が第一審判決で敗訴した後に、当職が控訴審から受任した。当職は、燃烧実験を行った上、鑑定書を入手し、第一審判決の科学的問題点について指摘したところ、控訴審裁判官は、出火原因は下請業者にあると認定し、元受会社が少額の見舞金を支払うことで和解成立。

5 労働関係争訟

労働者の地位確認等請求事件（会社側）

不正行為により懲戒解雇した従業員が会社に対して懲戒解雇の無効を理由として労働者としての地位の確認を求めてきた事件において、会社側代理人として損害賠償請求の反訴を行った上、最終的に、原告には従業員の地位がないことの確認及び原告が会社に対して損害賠償金を分割払いする旨の和解をした。

6 刑事事件

殺人等被告事件

弁護人となり、殺人について無罪判決を得た。

証券取引法違反事件

上場会社において増資により資本金が充実した旨の開示により株価が急騰したことから、検察官は、当該開示は虚偽であるとして風説の流布等で当該上場会社のアドバイザーを起訴。被告人は事実を認めてすべての書証に同意したが、当職は、量刑に重要な影響を与える部分について真実であるとして一部無罪を主張。裁判所は、当職の主張を認め、判決期日に弁論を再開し、訴因変更を命じた上で執行猶予判決を下した。

取扱案件（M & A等）

上場化学製品メーカー同士の株式交換による統合

上場自動車製造会社同士の株式交換による統合

上場土木建築会社のMBO及びスクイーズアウト

上場通信関係会社による非上場通信関係企業の買収及び吸収合併

上場通信関係会社株式のTOB及び組織再編

医療法人による他の医療法人の買収

その他多数